

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照表

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第一条関係）	1
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（第二条関係）	4
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第三条関係）	6
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第四条関係）	10
○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（附則第三項関係）	12
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（附則第四項関係）	16

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照表
 ○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般国道の改築等に関する国の負担等の割合の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 一般国道の改築（その財政力が国土交通省令で定める基準に満たない地方公共団体が行うものに限る。）で次の各号のいずれかに該当するものうち、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用については法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。</p> <p>一 第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築</p> <p>二 中心都市等連絡道路（地域社会の中心となる都市（以下この号及び次条第二項第一号において「中心都市」という。）と、その周辺の地域の市町村（以下この号及び同項第一号において「周辺市町村」という。）又は当該中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路をいう。同号において同じ。））、中心都市等循環道路（中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路をいう。同号において同じ。））その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する一般国道の改築</p> <p>三 前二号に規定する一般国道以外の一般国道を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該一般国道の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築</p> <p>（略）</p> <p>5 4 一般国道の修繕（国土交通大臣が行うものを除く。）で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。</p> <p>一 第一項又は第三項第二号の規定による国土交通大臣の指定を</p>	<p>（国の負担の割合の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 一般国道の改築で、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの、次に掲げるもの（第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものを除く。）及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。</p> <p>一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築</p> <p>二 都市計画において定められた道路で舗装（第一項第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。）がされているもの又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設ける道路で都市計画において定められたものについて行う改築（車道の幅員が十三メートル未満の道路について行う改築で当該道路の車線の数を四以上としないものを除く。）</p> <p>4 （新設）（略）</p>

受けた一般国道の修繕

二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の修繕で第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの

三 第一号に規定する一般国道以外の一般国道を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該一般国道の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの修繕（前号に該当するものを除く。）

（都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例）

第二条 次に掲げる都府県道等（都府県道又は市町村道（道の区域内のものを除く。）をいう。以下同じ。）の改築で前条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一・二（略）

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、都府県道にあつては十分の五・五以内、市町村道にあつては十分の七以内とする。

一 中心都市等連絡道路、中心都市等循環道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する都府県道等の改築

二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道等の改築

三 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化に

（国の補助の割合の特例）

第二条 次に掲げる都府県道等（都府県道又は市町村道（道の区域内のものを除く。）をいう。以下同じ。）の改築で前条第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一・二（略）

2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 地域社会の中心となる都市（以下この号において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この号において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの

二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十条に規定する道路

より当該都府県道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築

3・4 (略)

(土地区画整理事業に係る道路の改築に関する国の負担等の割合の特例)

第三条 一般国道の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 (略)

二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 前条第二項第一号又は半島振興法第十条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道等の改築

二 前号に規定する都府県道等以外の都府県道等のうち前条第一項各号に掲げるものの改築で第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの

3・4 (略)

(土地区画整理事業に係る国の負担の割合等の特例)

第三条 一般国道の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

一 (略)

二 前号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

2 都府県道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものうち、土地区画整理事業に係るものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一 前条第二項各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築

二 前号に規定する都府県道等以外の都府県道等のうち前条第一項各号に掲げるものの改築で第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもの

改 正 案	現 行
<p>（補助額）</p> <p>第一条 都道府県道等（都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。）の修繕で次の各号のいずれかに該当するものに係る道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金（以下この条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一以上十分の七（当該都道府県道等の修繕が沖縄県の区域内で行われる場合にあつては十分の八、離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる場合にあつては十分の七・五）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号又は道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の第三項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道等の修繕</p> <p>二 前号に規定する都道府県道等以外の都道府県道等のうち次に掲げるものの修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの</p> <p>イ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等</p> <p>三 第一号に規定する都道府県道等以外の都道府県道等を構成する</p>	<p>（補助額）</p> <p>第一条 次に掲げる都道府県道等（都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。）の修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものに係る道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金（以下この条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に十分の五・五以上十分の七（当該都道府県道等の修繕が沖縄県の区域内で行われる場合にあつては十分の八、離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる場合にあつては十分の七・五）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等</p>

橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該都道府県道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの修繕（前号に該当するものを除く。）

2 次に掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項各号に掲げるもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一を乗じて得た額とする。

一〇四（略）

2 次に掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項に規定するもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額）に二分の一を乗じて得た額とする。

一〇四（略）

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第三十三条 道道又は道の区域内の市町村道（第三十四条の二の三において「道道等」という。）に係る法第八十八条第二項の政令で定める割合は、前条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、同項の規定により国が負担する割合とする。</p> <p>（道道等の改築に関する費用の補助）</p> <p>第三十四条の二の三 平成三十年度以降十箇年間に於ける道道等の改築で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。</p> <p>一 中心都市等連絡道路（地域社会の中心となる都市（以下この号において「中心都市」という。）と、その周辺の地域の市町村（以下この号において「周辺市町村」という。）又は当該中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路をいう。）（中心都市等循環道路（中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路をいう。）その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する道道等の改築で、次に掲げるもの以外のもの）</p> <p>イ 当該改築に係る道道等に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの</p> <p>ロ 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために、突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置</p> <p>ハ 当該改築に係る道道等に法第三十条第三項の政令で定める基</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第三十三条 道道又は道の区域内の市町村道に係る法第八十八条第二項の政令で定める割合は、前条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、同項の規定により国が負担する割合とする。</p> <p>（道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助）</p> <p>第三十四条の二の三 平成二十一年度以降九箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。</p> <p>一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道が次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町村道</p> <p>二 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。</p> <p>三 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。</p> <p>四 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。</p>

準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装

二 交通安全施設等整備事業として行われるもの

前号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

イ 当該改築に係る道道等が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

(1) 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

(2) (1)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道等

ロ 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

ハ 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

ニ その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

三 第一号に規定する道道等以外の道道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該道道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築（前号に該当するものを除く。）

2 平成三十年以降十箇年間に於ける道道等の改築で、前項各号に掲げるもの及び同項第一号イからニまでに掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五以内とする。

2 平成二十年以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の六）以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第

3 国は、道路管理者が道道等について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三十三号）第二条の三に規定する事業に要する費用については、法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一（道路管理者が同令第四条に規定する通学路に該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

（権限の委任）

第三十九条（略）

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇十一（略）

十二 第三十四条の二の三第一項第一号の規定により道路を指定し、及び同号イの規定により費用の額の上限を定めること。

十三（略）

三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために、行う突角の切り取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装

四 交通安全施設等整備事業として行われるもの

3 国は、道路管理者が道道又は道の区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三十三号）第二条の三に規定する事業に要する費用については、法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一（道路管理者が同令第四条に規定する通学路に該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

（権限の委任）

第三十九条（略）

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一〇十一（略）

十二 第三十四条の二の三第二項の規定により道路を指定し、及び同項第一号の規定により費用の額の上限を定めること。

十三（略）

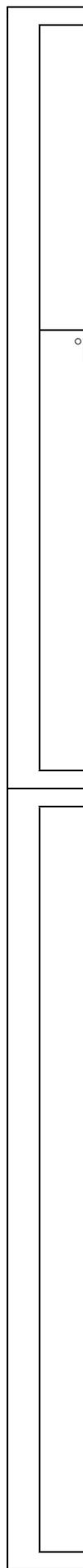
3

(略)

3

(略)

改 正 案		現 行	
<p>期 限</p> <p>（削る）</p>	<p>事 務</p>	<p>期 限</p> <p>平成三十年三月三十一日</p>	<p>事 務</p>
<p>（略）</p> <p>平成四十年三月三十一日</p>	<p>（略）</p> <p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第一号の規定による道路の指定に関する事。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関する事。</p>
<p>（道路局路政課の所掌事務の特例）</p> <p>第十六条 道路局路政課は、第一百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>（道路局路政課の所掌事務の特例）</p> <p>第十六条 道路局路政課は、第一百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
<p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第三項第二号並びに第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関する事</p>		<p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関する事。</p>	



○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

		別表第一（第一条関係）		改正案
事業の区分		国 の 負 担 又 は 補 助 の 割 合	十分の八	
道路 道	一般国	(一) 新設又は改築（いずれも土地 区画整理法（昭和二十九年 法律第百十九号）第三条第四 項及び第五項の規定による土 地区画整理事業（以下この表 において「土地区画整理事業 」という。）に係るもの並び に道路整備事業に係る国の財 政上の特別措置に関する法律 施行令（昭和三十四年政令第 十七号。以下この表において 「財政特別措置法施行令」と いう。）第一条第一項各号の いずれかに該当するものを除 く。）	十分の七	
(二) 改築（土地区画整理事業に 係るもので財政特別措置法施 行令第一条第二項各号に掲げ る基準のいずれにも適合する ものに限る。）又は修繕（同 項各号に掲げる基準のいずれ にも適合するものに限る。）				
		別表第一（第一条関係）		現行
事業の区分		国 の 負 担 又 は 補 助 の 割 合	十分の八	
道路 道	一般国	(一) 新設又は改築（いずれも土 地区画整理法（昭和二十九年 法律第百十九号）第三条第四 項及び第五項の規定による土 地区画整理事業（以下この表 において「土地区画整理事業 」という。）に係るもの並び に道路整備事業に係る国の財 政上の特別措置に関する法律 施行令（昭和三十四年政令第 十七号。以下この表において 「財政特別措置法施行令」と いう。）第一条第一項各号の いずれかに該当するものを除 く。）	十分の七	
(二) 改築（土地区画整理事業に 係るもので財政特別措置法施 行令第三条第一項第二号に規 定する基準に適合し、かつ、 同号の国土交通省令で定める 要件を満たすものに限る。） 又は修繕（道路の修繕に関す る法律の施行に関する政令（ 昭和二十四年政令第六十一号 ）第一条第一項に規定する基				

<p>県道</p>	
<p>(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの、財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいづれにも適合するものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを</p>	<p>(三) 新設若しくは改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいづれにも適合するものを除く。）で、同条第一項第一号から第四号までのいづれかに該当するもの又は修繕（同条第二項各号に掲げる基準のいづれにも適合するものを除く。）</p>
<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>	<p>十分の五・五</p>

<p>県道</p>	
<p>(一) 新設（土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及</p>	<p>(三) 新設若しくは改築（土地区画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）で、財政特別措置法施行令第一条第一項第一号から第四号までのいづれかに該当するもの又は修繕（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）</p>
<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>	<p>十分の五・五</p> <p>準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）</p>

		市町村 道		
(三) 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。）	(二) 新設又は改築（いずれも土地画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）	(一) 改築（土地画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。）	(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。）又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）	除く。）
十分の五・五	十分の六	十分の七	十分の五・五	
		市町村 道		
(三) 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。）	(二) 新設又は改築（いずれも土地画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）	(一) 改築（土地画整理事業に係るもので財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）	(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。）又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）	び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）
十分の五・五	十分の六	十分の七	十分の五・五	

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案		現行	
別表第一（第三十二条関係）		別表第一（第三十二条関係）	
項	一～四	項	一～四
事業の区分	（略）	事業の区分	（略）
道路	（略）	道路	（略）
高速自動車 国道	（略）	高速自動車 国道	（略）
県道	（略）	県道	（略）
新設又は改築	（略）	新設又は改築	（略）
（一）新設若しくは改築（ いづれも（三）及び（四）に掲 げるもの並びに道路整 備事業に係る国の財政 上の特別措置に関する 法律施行令（昭和三十 四年政令第十七号）第 一条第一項第五号に掲 げる事業に該当するも のを除く。）又は修繕	（略）	（一）新設若しくは改築（ いづれも（三）及び（四）に掲 げるもの並びに道路整 備事業に係る国の財政 上の特別措置に関する 法律施行令（昭和三十 四年政令第十七号）第 一条第一項第五号に掲 げる事業に該当するも のを除く。）又は修繕	（略）
（二）改築（道路整備事業 に係る国の財政上の特 別措置に関する法律施 行令第一条第一項第五 号に掲げる事業に該当 するもので同条第二項 各号に掲げる基準のい	十分の九	（二）改築（道路整備事業 に係る国の財政上の特 別措置に関する法律施 行令第一条第一項第五 号に掲げる事業に該当 するもので同条第二項 第一項に規定する基準	十分の九
国庫の負 担又は補 助	（略）	国庫の負 担又は補 助	（略）
十分の九	・五	十分の九	・五
（略）	（略）	（略）	（略）
十分の八		十分の八	

市町村道					
各号に掲げる基準のい	(二) 改築（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するもので同条第二項	(一) 新設又は改築（いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するものを除く。）	(四) 新設又は改築（いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。）	(三) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百四十七条第一項の規定による土地区画整理を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）	ずれにも適合するものに限る。）
	号に掲げる事業に該当するもので同条第二項				

市町村道					
第一項に規定する基準	(二) 改築（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するもので同条第二項	(一) 新設又は改築（いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第五号に掲げる事業に該当するものを除く。）	(四) 新設又は改築（いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。）	(三) 新設又は改築（いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百四十七条第一項の規定による土地区画整理を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）	に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。）
	号に掲げる事業に該当するもので同条第二項				

<p>ずれにも適合するものに限る。)</p>	<p>(三) 新設で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するもの(同号に掲げる事業に該当するものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三号)第四条に定める通学路について実施するもの(以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。)に限る。)又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規</p>	<p>三分の二</p>
<p>に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものに限る。)</p>	<p>(三) 新設で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するもの(同号に掲げる事業に該当するものにあつては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業で交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三号)第四条に定める通学路について実施するもの(以下この表において「横断歩道橋設置等事業」という。)に限る。)又は改築で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規</p>	<p>三分の二</p>

備考 (略)	六〇二 十七		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(四) 新設又は改築（い れも土地区画整理法に よる土地区画整理事業 に係るものに限る。）	定する特例舗装に該当 するもの（同令第一条 第二項各号に掲げる基 準のいづれにも適合す るものを除き、同条第 一項第五号に掲げる事 業に該当するものにあ っては、横断歩道橋設 置等事業として行われ るものに限る。）
	(略)	十分の九	

備考 (略)	六〇二 十七		
	(略)		
	(略)		
	(略)	(四) 新設又は改築（い れも土地区画整理法に よる土地区画整理事業 に係るものに限る。）	定する特例舗装に該当 するもの（同令第二条 第一項に規定する基準 に適合し、かつ、同項 の国土交通省令で定め る要件を満たすものを 除き、同号に掲げる事 業に該当するものにあ っては、横断歩道橋設 置等事業として行われ るものに限る。）
	(略)	十分の九	